

議会活性化の歩み

(誌面の都合上、一部抜粋)

平成

14年3月

一般質問一問一答方式

一般質問の充実のため、質問制限時間30分以内での一問一答方式を導入しました。

21年9月

賛否の状況を公表

賛否が分かれた状況を議会広報に掲載。25年3月から全議案の賛否をHPに公表。

23年6月

議会活性化調査特別委員会設置

「議会基本条例」制定をはじめ、議会改革の調査・検討を行うため、設置しました。

24年4月

議会活動報告会の実施

町政全般に関して、町民と情報共有や意見交換をするため、報告会を開催します。

25年3月

一般質問対面方式採用

町長と向き合い議論する姿勢を明確にするため、一般質問席を演壇向かいに設置。

25年9月

一般質問 答弁書配布

質問・答弁の論点を明確にし、充実した質疑になるよう、答弁書を事前配布としました。

25年12月

インターネットによる議会中継

本会議の状況をいち早く提供するため、インターネット中継と録画配信を開始しました。

開かれた議会

25年12月 議会基本条例制定

議会基本条例制定

開かれた



議会活動報告会（小学校区ごと4会場2日間にわたり開催）

議会基本条例の特徴は？

議会基本条例は9章28条からなります。【前文】では、議員の資質向上、情報公開と住民参加の推進など、町民の信託に応える決意を述べています。

◆町民との意見交換会

議会活動報告会や各種団体との懇談の場を持ち、町民の議会活動参加の機会を確保します。

◆議員間の自由討議

賛否を多数決で決めるのみでなく、多様な意見を出し合い、議員相互間の議論を尽くします。

◆一般質問の充実

対面式とし、緊張関係を保ちます。また、答弁書の事前配布や反問権（町長等が議員へ逆質問できる）で論点の明確化に努めます。

◆政務活動費の創設

政策提言・政策提案の充実を図るため、議員の調査研究に必要な経費の一部を交付します。議員の資質向上に努め、用途の透明性を確保します。

◆情報公開の充実

すべての会議を原則公開とし、インターネット中継や議会だよりなどを通して、町民が議会と町政に関心を持つよう、情報の公開に努めます。